

大相続時代がやってくる!

平成 27 年から施行された相続税法改正で、相続税の基礎控除が大幅縮小し、課税される人の割合は改正前の約 2 倍へと増えています。まさに相続や相続税は他人事ではなく、いずれは起こりうる「わが家の問題」として捉えなければならない一大事となっています。

確実な遺言書が円満相続のカギに

遺産分割協議でもめないために、被相続人の意思である「遺言書」を残すのはとても有効な手段といえます。相続において、亡くなった被相続人の意思は何よりも尊重されるものであり、優先すべきという考えがあるためです。遺言書には付言事項(法的な効力がない「気持ち」の部分を書き記すもの)として、家族に配慮し、争いが起きないように遺言書の内容を何故このように決めたか理由を書いておくとい良いでしょう。

もし、遺言書がなければ、親の実家から離れた遠方で相続人がそれぞれ暮らしている状況では、預貯金・不動産などのプラス財産と住宅ローンなどのマイナス財産の財産探しに手間取ったり、遺産分けでもめて、相続手続きが遅れてしまうことがあります。このためマイナス財産が多い場合の相続放棄(3ヶ月以内)、納める税金を減らすための相続税の特例(10ヶ月以内)の活用ができないことがあります。

約 40 年ぶりの民法改正で自筆証書遺言の様式が緩和され、パソコンでの財産目録作成や、法務局で自筆証書遺言を預かってもらえる制度もできました。これにより、預かりの際に自筆証書遺言の様式にそっているかを法務局が確認するので、形式無効を防ぐことができます。また、改ざん、隠ぺいや紛失のリスクがなくなるため、検認が不要になり、速やかに遺産分割の手続きに着手できるでしょう。もし後で気が変わっても作り直しが出来ますので、最初の遺言書作成は早いに越したことはありません。とはいえ、突飛な内容は逆に相続人同士の紛争の種となります。さらに、分割内容によっては相続税額が大きく変わる可能性もあります。遺言書を書こうと思ったら、まず税理士、司法書士等に相談して法的にも内容的にも妥当なものを作ることが大切です。ドリーマーでは定期的に専門家を招いた終活セミナーを開催しております。個別相談も無料でおこなっておりますので、お気軽におこしください。

JBAグループ

スタッフコラム

『まほろば』をご愛読くださっている皆様は、「葬祭ディレクター」と聞けばピンとくるでしょうか。あるいは、某サスペンスドラマファンでご存知の方もいらっしゃるでしょう。我々葬祭業に携わる人向けに、葬祭サービスや専門知識の向上を図ることを目的とした葬祭ディレクターという資格があります。

資格には 1 級と 2 級があり、1 級は 5 年、2 級は 2 年の実務経験が無ければ受けれないのですが、2 級に合格していれば 1 年早く 1 級の受験資格が与えられます。

何を隠そう現在 2 級を持っている私…、来たる 9 月に 1 級の試験を受けに行つてまいります。過去にも先輩方がこの場をお借りして挑戦の記録を報告してまいりましたが、今回の結果はどうなることやら…。幸い、ドリーマーには 1 級葬祭ディレクターを持つ先輩方が多数在籍していますので、アドバイスを頂きつつ、目下勉強中でございます。

特に苦戦しているのが、制限時間内に白い布でテーブルを装飾する「幕張」の課題。(写真参照)現在は何とか時間内に収まっていますが、先輩の経験談では本番は予想外に時間がかかるそうで、タイムはできるだけ縮めておくべし!とのこと。

他にも葬祭業に関連する法律、医療、歴史や宗教の知識を測る学科試験、ご遺族への配慮を欠くことなく基本的なマナーが身についているかを審査される接遇の試験や司会の試験など、身に付けなければならないことが山ほどあります。

試験に向けての勉強ではありますが、その内容はどれをとってもお客様の力になるためのものです。ぜひ皆様に良いご報告が出来ると良いのですが…乞うご期待です!



伊藤沙由貴



役に立つ葬儀の話 Vol.49

終活を考える④「墓じまい②」

「自分が生きている間は、お墓で供養をしたい」「墓参りに来てくれる子供達がいる間は、個別のお墓を用意しておきたい」と考える親世代。「自分の家の墓がどうなっているのか、興味が無い」「両親もお墓参りにほとんど行かなかったの、良く分からない」「死んだ後まで存在を顕示する必要がない」など、お墓への関心が薄れている子供世代。

お墓はご先祖様を敬い供養し、自身や家族の幸福を願うなど、心を継承していく場所でもあります。家族に会いたい時に訪れる場所であったり、家族とは親密でなくても、誰もが気軽に手を合わせられる場所でもあります。しかし、核家族化・少子化・非婚化など家のあり方も変わり、今後も墓を継承していく後継ぎがいるかどうかで選択肢も変わります。

今増えている「墓じまい」とは、お墓の引越です。とはいえ、お墓やお骨を勝手に移動する事は「墓地埋葬法に関する法律」で禁止されています。そこで基本的な手順を紹介します。

- ① 移転先の墓地から「納骨許可書」(受入証明書)をもらう。
- ② 現在、お墓がある市区町村から「改葬許可申請書」を取り寄せ、現在のお墓の管理者から署名・捺印をもらう。「埋蔵証明書」を発行してもらう。
- ③ 「納骨許可書」「改葬許可申請書」「埋蔵証明書」を、現在のお墓のある市区町村に提出し、「改葬許可証」をもらう。
- ④ 現在のお墓から、お骨を取り出す。(閉眼供養などを行う)
- ⑤ 石材店に依頼しお墓を解体、整地して管理者に返す。
- ⑥ 移転先の管理者に「改葬許可証」を提出して、お骨を埋葬する。(開眼供養などを行う)

【お墓の運営管理者】

- ・寺院墓地…寺院(宗教法人) ・公営墓地…地方自治体 ・民営墓地…民間の公益法人、宗教法人、財団法人など
- ・村落共同墓地…町内会、組合など

改葬で埋葬証明書を発行してもらうには、管理者を特定する必要があります。管理者が分からない場合は、お墓のある自治体の役所に相談するか、地域の石材店に聞く、もしくは法務局で土地登記簿謄本を取得すれば土地の所有者が判明し、管理者の行方が分かる可能性があります。

時代と共に考え方も多様に変化し、選択肢もそれと共に増えていく傾向にあります。いざという時にあわてて悔いが残らないよう今一度ご家族で話し合う場をもたれることも必要だと思えます。



小番英之

ドリーマー社員大募集!!

お仕事をお考えの方!! 私たちと一緒に働きましょう!! 未経験からはじめたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。

- 【正社員】 葬祭部 基本給 187,000円~293,000円(その他諸手当あり)
冠婚部 基本給 181,000円~264,000円
(休日/月6日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

- 【葬祭献茶スタッフ】 時給 1,000円~1,200円(研修期間有り)
セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。

- 【営業パート】 時給 800円~1,500円(週4日)
冠婚葬祭においてドリーマー会員の必要性を伝えながら、会員募集営業をするお仕事です。



簡ス
単ホ
応ホ
募



まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは
0897-35-1110
担当 戸田

まほろば

第68号

人と人、心と心。
ご縁をつないで51年。
ONLY 1st
SINCE 1965
Dreamer corporation



株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

0120
44-5880